

強度行動障がいがある者の 基本的理解に関する講義

障がい者とは

障がい者とは、身体的、精神的、又は発達に関して障害があり、生活上問題があり支援が必要なひと。

又は必要ではないが障害が理由で社会的な参加においてトラブルが起こってしまう人のことをいいます。

障がい者の種類は以下の3種類によって分けられます。

身体障がい者	身体障害とは、両手両足に不自由があったり、視覚や聴覚の機能が低下しているなど身体機能に何らかの障害がある状態のことです。身体障害者福祉法は、身体障害者を「身体上の障害がある18歳以上の人で、身体障害者手帳の交付を受けた人」と定義しています。18歳未満の方は障がい児という。
知的障がい者	「知的機能の障害が発達期(おおむね18歳まで)にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの」。
精神障がい者	「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。

強度行動障害とは

強度行動障害は、自傷行為・他害行為・こだわり・物を壊す・睡眠の乱れ・異色・多動など本人の周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が著しく高い頻度で起こる為、特別な支援が必要になっている状態といわれています。

ということもあり強度行動障害はもともとの障害を差すのではなく、その人の状態を指しています。状態ということは、良い時があれば悪い時もあります。

普段問題がない時は穏やかに過ごされています。しかし、利用者自身予期せぬアクシデントに出くわした場合に問題行動につながります。

我々、行動援護のヘルパーは、そのようなことも予測しトラブルの回避を前提にした支援が必要になります。

強度行動障害とは②

障害からくる苦手さ(障害特性)

- ・先の推測をすることが難しい。
- ・見えないものの理解が難しい。
- ・話し言葉での理解が難しい。
- ・抽象的であいまいな表現の理解が難しい。
- ・話し言葉で伝えることが難しい。
- ・やり取りの量が多いと理解することが難しい。
- ・少しの違いで大きな不安を感じる。
- ・聴覚の過敏や鈍麻がある。



行動は学習の結果です。

強度行動障害といわれる行動のほとんどは環境との関わりの中で学習された行動といわれます。

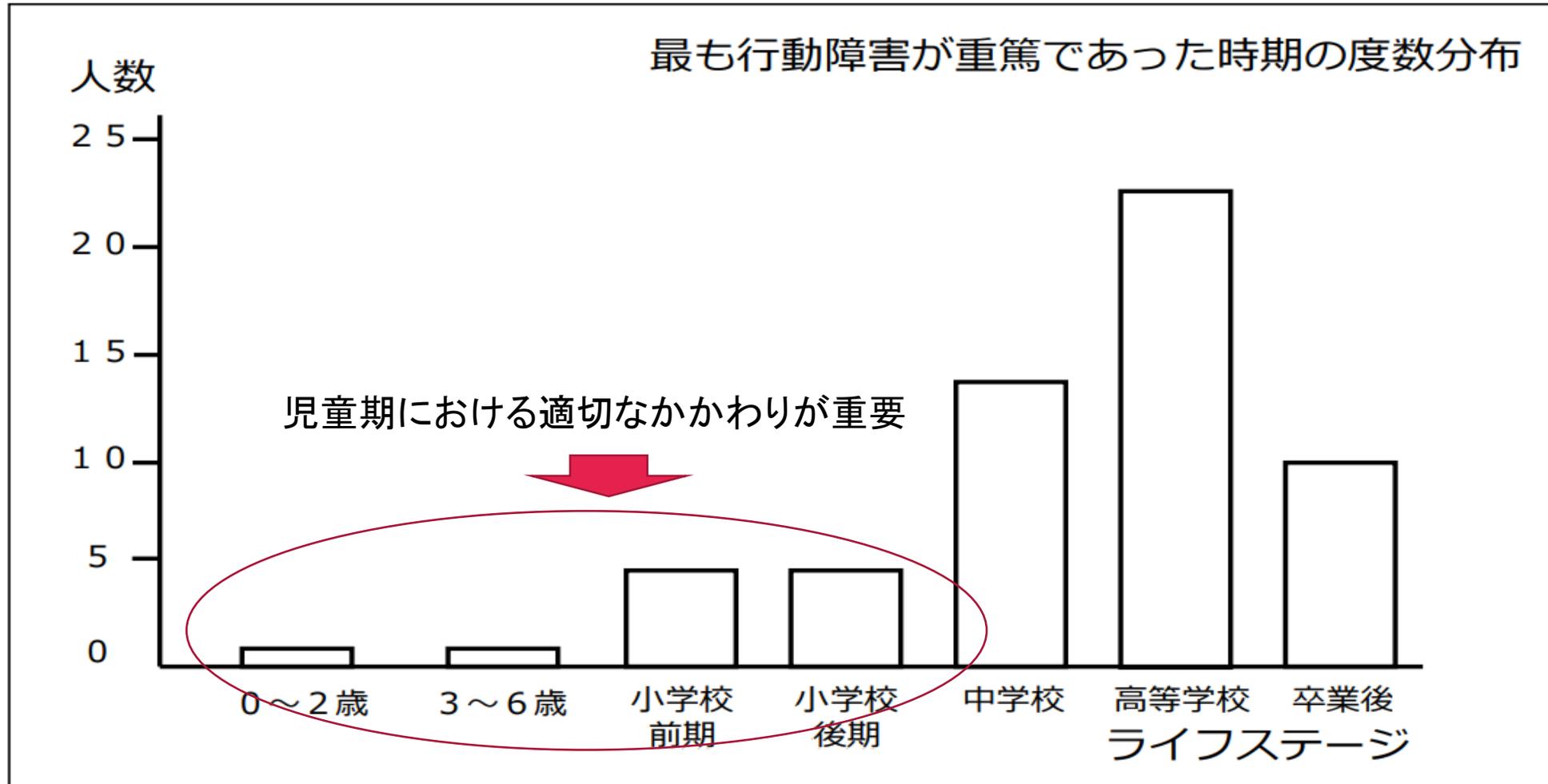
【未学習】

幼少期や学歴において適切な行動を身に付ける力があるにもかかわらず、周囲の理解や適切な関わりによって身に付けることができないまま育ってしまうことです。未学習であるためにその場にふさわしい行動が取れなかったり、自分の希望や気持ちを適切な方法で周囲に伝えることができなくなります。

【誤学習】

未学習のまましていると本人は何とか自分の希望や気持ちを伝えようとして自分なりの行動をとります。その行動が他害や物壊しのような形で現れると、周囲はその行動を止めようと無理矢理止めたり、逆に本人の希望することを何でも認めてしまうといった状態が起こります。

そうしたことから本人はますます激しい行動で自分の希望や気持ちを表したい、どのような時もそのような行動で自分の希望や気持ちを表すようになってしまうことが強度行動障害につながります。



児童期の予防の大切さ

自傷、他害、物壊し、乱暴、パニックは周困との関わりや対応によって学習してきた結果であると考えられます。これらの行動の多くが要求や注目、回避や拒否などのコミュニケーションの機能を有しているとみられ、幼少期からの補助代替え手段を含めたコミュニケーションの獲得が望まれます。

児童期に本人にわかりやすい学び方で将来の生きていく力(生活スキル、コミュニケーション能力など)を学ぶことが大切です。

児童期での適切な関わりが将来の「強度行動障害の予防」につながります。

もちろん児童期だけではなく成人期においても適切な関わり方で強度行動障害の予防や改善をすることができます。

【障がい者マークの種類】

【障がい者マークの種類】

生活環境の改善

障がいのある人たちの社会参加や外出を快適で安全なものにするバリアフリー環境の整備に向けて法律等が制定されてきています。

1994年「高齢者、身体障がい者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(ハートビル法)

2000㎡以上の病院、劇場や映画館、デパート、スーパーマーケットなどは特別特定建造物として、また学校、事務所、共同住宅などは特定建築物として、敷地通路や出入り口、トイレ、廊下、エレベーター、階段、駐車場などのバリアフリー対応が求められるようになった。

2000年「高齢者、身体障がい者等の交通公共機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(交通バリアフリー法)

駅、バスターミナル、鉄道車両、バス、航空機など大半の公共交通機関のバリアフリー化が進められた。

上記の「ハートビル法」「交通バリアフリー法」を統合し、2006年に「高齢者、障がい者の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)が成立しました。

バリアフリー？バリアとは！

☞バリアフリーでいうバリアとは4つのバリアがあります。

①【物理的なバリア】

②【制度的なバリア】

③【情報面のバリア】

④【心理的なバリア】